

作成日 2021/07/07
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	内装用アクリルコーク
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M220609

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分4 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1A 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器 肺 皮膚) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。
-------	--

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H320 眼刺激 H332 吸入すると有害 H341 遺伝性疾患のおそれの疑い H350 発がんのおそれ H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、肺、皮膚の障害のおそれ
注意書き	
安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264) 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271) 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
応急措置	吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)

眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P337+P313)
 保管
 廃棄
 施錠して保管すること。(P405)
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
鉱油	0.1~5.0%	不明	不明	不明	不明
酸化チタン(IV)	0.1~2.0%	不明	不明	不明	不明
塩化パラフィン(C14-17)	10.0%未満	不明	不明	不明	不明

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を空気が新鮮な場所へ移動後安静にし、速やかに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

付着物を拭き取り、水と石鹼でよく洗う。かゆみ、炎症などの症状が発生した場合は、速やかに皮膚科医の診断を受ける。

眼に入った場合

直ちに清浄な水で15分以上まぶたの裏側を含めて洗眼した後(コンタクトレンズ使用者はできる限りコンタクトレンズを外して)眼科医の診断を受ける。

飲み込んだ場合

水で口の中を洗浄し、直ちに医師の診断を受ける。無理に吐き出させないようにする。

5. 火災時の措置

消火剤

使ってはならない消火剤

特有の危険有害性

消火を行う者の保護

粉末、二酸化炭素、泡、乾燥砂、霧状水
 棒状水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。
 燃焼生成ガスは有毒な一酸化炭素を含む。
 適切な保護具(自給式呼吸器、防火服、防災面等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、

保護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法

及び機材

作業時は、必ず保護具を着用し、漏出物に触れない。
 (8. ばく露防止及び保護措置の項目参照)
 漏出物を直接、河川や下水に流してはいけない。
 密閉できる容器に回収後、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策
 安全取扱注意事項

8. ばく露防止及び保護措置の項目参照
 保護具を着用する。(8. ばく露防止及び保護措置の項目参照)

保管

接触回避
 衛生対策
 安全な保管条件

10. 安定性及び反応性の項目参照
 取り扱い後は手をよく洗う。
 直射日光を避け、温度は5℃以下35℃以上にならないよう保管する。

安全な容器包装材料 製品の容器包装材料にて保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酸化チタン(IV)	未設定	0.3mg/m3;【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵1mg/m3 総粉塵4mg/m3	TWA 10 mg/m3, STEL -

皮膚腐食性／皮膚刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 眼区分2Bの成分合計が15%のため、区分2Bとした。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性	データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 区分2の成分が5%のため、区分2とした。 区分1Aの成分が5%のため、区分1Aとした。 (生殖毒性)
生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性	データ不足のため分類できない。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 ※区分2(肺)は5%含まれる。 区分1(呼吸器)の成分が2%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(肺)の成分が5%のため、区分2(肺)とした。 区分1(皮膚)の成分が5%のため、区分2(皮膚)とした。
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)	データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 ※区分2(肺)は5%含まれる。 区分1(呼吸器)の成分が2%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(肺)の成分が5%のため、区分2(肺)とした。 区分1(皮膚)の成分が5%のため、区分2(皮膚)とした。
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)	データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 ※区分2(肺)は5%含まれる。 区分1(呼吸器)の成分が2%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(肺)の成分が5%のため、区分2(肺)とした。 区分1(皮膚)の成分が5%のため、区分2(皮膚)とした。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報 水生環境有害性 短期 (急性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
水生環境有害性 長期 (慢性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生態毒性 残留性・分解性 生体蓄積性 土壤中の移動性 オゾン層への有害性	データなし データなし データなし データなし データなし データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意 残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意 国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant 非該当 Not applicable

	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 航空規制情報	非該当 非該当 非該当 非該当 非該当 非該当
緊急時応急措置指針番号		なし
15. 適用法令 労働安全衛生法		名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 海洋汚染防止法		酸化チタン(IV)(政令番号:191)(5%未満) 鉱油(政令番号:168)(1%-10%) 非該当 非該当
外国為替及び外国貿易法 労働基準法		油性混合物(施行規則第2条の2) 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81)) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項 がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)
じん肺法		法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業
16. その他の情報 参考文献		製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。
その他		危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。 ※ホルムアルデヒド放散量区分(日本接着剤工業会); 室内空気汚染対策のための自主管理規定JAIA-010989 F☆☆☆☆